

2019年度
埼玉県保育所復帰支援貸付の手引き

2019年4月

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

目次

1	事業の概要	1
2	申請	2
3	貸付	4
4	返還	4
5	返還猶予・返還免除	6
6	届出義務・提出書類	8
7	様式一覧	10
8	問い合わせ先	10
9	資料	
(1)	保育所等定義一覧	11
(2)	埼玉県保育士修学資金等貸付事業実施要綱	12
(3)	様式集	20

1 事業の概要

(1) 事業の目的

この事業は、未就学児をもつ潜在保育士（保育士資格を有し保育士として勤務していない者）が保育士への勤務を希望する場合、当該保育士の児童を優先的に保育所に入所させるとともに、当該保育士が支払う保育料の一部を貸付けることで保育人材を確保することを目的としています。

(2) 実施主体

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が行います。

(3) 貸付対象者

次の①～③のすべてを満たす方

- ① 2019年4月1日から2020年3月31日の間に県内(さいたま市を除く)の保育所等に新たに勤務する若しくは保育所等に雇用されていて産後休暇若しくは育児休暇から復帰する未就学児を養育している保育士の方
- ② 週20時間以上、保育士として勤務している方
- ③ 当該保育士の子どもが保育所、認定子ども園、幼稚園等に入所が決定している方

※「保育所等」は、11ページの「保育所等定義一覧」を参照してください。なお、施設種別等が不明な場合は、当該施設または市町村保育担当課にご確認ください。

(4) 貸付金の使途と貸付額

当該貸付対象者の未就学児の保育料の半額(上限月額27,000円)を貸付けます。

(5) 貸付期間

保育所等に勤務する期間とし、保育士として当該保育所等に勤務を開始した日から起算して1年間を限度とします。

(6) 利子

利子は無利子です。

(7) 連帯保証人

貸付には連帯保証人が必要です。

- ① 連帯保証人は貸付金を確実に返済できる収入等がある方で、書面によりその同意をいただきます。
- ② 連帯保証人は借受者と連帯して債務負担するものとし、その保証債務は延滞利子を包含するものとします。
- ③ 借受希望者が未成年者の場合は、連帯保証人は法定代理人でなければなりません。なお、連帯保証人となる法定代理人に返済能力がない場合は、新たに返済能力のある連帯保証人を立てていただきます。

○留意点

未就学児童を持つ保育士の支援を目的とした同種の貸付や補助金との併用はできません。

貸付金を定められた用途以外に使用された場合は、貸付契約を解除し、貸付金は返金していただきます。

2 申請

(1) 申請方法・窓口

貸付申請書類は、借受希望者が勤務する保育所等が所在する市町村保育担当課に提出してください。

※申請書類は、市町村保育担当課が取りまとめて、県社協に提出します。

(2) 申請書類

申請には、以下の書類が必要となります。

①埼玉県保育所復帰支援貸付申請書（様式第1号）

②誓約書（様式第2号）

③同意書（様式第14号）

④申込者及び連帯保証人の住民票（世帯全員）

（個人番号が記載されていない、発行から3ヶ月以内のもの）

⑤子が入所する施設の入所証明書（様式第3号）

⑥子が入所する保育所等への入所決定通知書及び保育料決定通知書の写し

⑦保育士証の写し

⑧勤務先の雇用契約書の写し

⑨連帯保証人の課税証明書（収入額の記載があるもの）

⑩職場復帰を確認できる書類の写し

（産後休暇又は育児休業から復帰する貸付希望者のみ）

⑪その他（①～⑩の他、必要がある場合は書類を求める場合があります）

※「⑤入所証明書」について

子どもが入所している保育所等が所在する市町村担当課に「保育所等への入所決定通知書」を持参し、「入所証明書（様式第3号）」により証明を受けてください。

※「⑥保育料決定通知書の写し」について

申請時に、保育料の変更が生じている場合は、変更前の保育料決定通知書の写しもあわせて提出してください。

※「⑧雇用契約書の写し」が無い場合

採用証明書（通知）や、勤務する（している）事業者が発行する下記の内容が記載された書類を提出してください。

- ・ 保育所等に保育士として従事していること
- ・ 勤務開始日（産後休暇・育児休暇から復帰する場合は復帰した日）
有期の雇用の場合は、雇用契約期間
- ・ 勤務日及び勤務時間

（３）申請から決定まで

申請から資金貸付の決定までの主な流れは以下のとおりです。

申請から決定までは、提出書類の確認、貸付審査を経て、1ヶ月後（※）に貸付決定通知（もしくは不承認通知）を送付します。

※審査期間は申請件数や提出書類の状況（不備があった場合など）により異なります。

貸付決定通知を受けた者は、印紙税法に定める額の収入印紙を添付した借用証書（様式第4号）、印鑑登録証明書（借受者及び連帯保証人の分）、振込口座申請書（様式第5号）を提出いただきます。

【資金交付までの主な流れ】

①借受希望者から市町村の担当課に申請書類一式を提出



②市町村担当課は、申請書を取りまとめて県社協に提出



③県社協は、申請書類をもとに貸付の可否を審査



④県社協から借受希望者へ貸付決定・不承認通知書を交付



⑤貸付が決定した借受希望者は、借用証書（様式第4号）等を県社協に提出



⑥県社協は、提出書類を確認後、後払いで指定口座に貸付金を送金

3 貸付

(1) 貸付交付

貸付金の交付は、貸付契約に基づき貸付決定後に指定口座に送金します(申請時、1年間の保育料が確定していない場合は複数回に分けて送金します)。なお、送金時期については、申請及び貸付決定時期を踏まえ設定します。

※貸付期間中、保育料が決定したとき

貸付期間中、保育料が変更される時期(4月、9月)には、確定した保育料について届出が必要です。下記の書類を提出してください。本会にて書類確認後、「貸付変更決定通知書」または「送金のお知らせ」を送付し、確定した保育料を交付します。

【提出書類】

- ①保育料変更届(様式第8号)
- ②保育料決定通知書の写し

(2) 貸付契約の解除

貸付決定後、次のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除します。

- ①保育所等を退職したとき
- ②心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなると認められるとき
- ③死亡したとき
- ④偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき
- ⑤貸付けを受けることを辞退したとき
- ⑥その他貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

(3) 貸付契約の休止

借受者が疾病その他の理由により休職したときは、休職した日の属する月の翌月から復職した日の属する月の分まで貸付けを休止します。

※届出書類について

解除・休止になった際は、「6 届出義務・提出書類」を参照の上、必要書類を提出してください。

4 返還

(1) 返還の内容

- ①次のいずれかに該当する場合は、返還しなければなりません。
(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)
 - ア 貸付契約が解除されたとき
 - イ 県内(さいたま市を除く)において保育所等で保育士業務に従事しなかったとき
 - ウ 県内(さいたま市を除く)において保育所等で保育士業務に従事する意思

がなくなったとき

エ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

- ②返還開始は、返還事由が生じた日の属する月の翌月からです。
- ③返還期間は、貸付金の貸付けを受けた月数の2倍です。
- ④返還方法は、月賦、半年賦、一括のいずれかとします。

(2) 返還の流れ

- ①返還の事由が発生
↓
- ②県社協に速やかに連絡
↓
- ③県社協に「返還計画申請書（様式第12号）」を提出
↓
- ④申請書をもとに、審査
↓
- ⑤納入通知書を送付
↓
- ⑥納入計画に沿って、指定口座に振込み
↓
- ⑦返還が完了後、貸付対象者及び連帯保証人に対して「返還完了通知書」を送付し、預っている借用証書（様式第3号）等を返却。

(3) 延滞利子

正当な理由なく、貸付金を返還しなければならない日（返還期間）までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

※「正当な理由」とは、次のいずれかに該当する場合です。

- ①生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であるとき
- ②貸付対象者及びその者と生計を一にする者で世帯の生計を維持するために主たる収入を得る者（以下「世帯主」という。）が、地方税法の規定による市町村民税の非課税者であるとき
- ③貸付対象者及び世帯主が、災害、疾病、失業、失職、廃業等により資金困難に陥り、返還金を支払うのが困難であると認められるとき
- ④納付期限までに返還金を支払うことが出来なかった原因が、貸付対象者自身の責めに帰さないと認められるとき
- ⑤その他、都道府県知事等が正当な理由として認めるとき

5 返還猶予・返還免除

(1) 返還の猶予

次に掲げる事由が継続している期間は、貸付金の返還債務を猶予できるものとします。

- ① 県内（さいたま市を除く）の保育所等（11ページの「保育所等定義一覧」参照）において保育士業務に従事しているとき（返還猶予事由に掲げる事由が継続している期間）
- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

※「①保育所等において保育士業務に従事しているとき」で人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、県外において当該業務に従事した場合は、当該業務従事期間として算入します。

※「②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合」は、引き続き当該業務に従事しているものとみなしますが、当該業務従事期間には算入しません。また、ここでいう「その他やむを得ない事由」とは以下のア～ケのような場合です。（猶予期間はそれぞれ定められ、いずれの場合も猶予期間については、保育業務等に従事したとはみなされません。）

ア 指定施設に在職中に、出産休暇・育児休業を取得する場合

イ 出産・育児のため指定施設を退職し、出産後、指定施設等への再就職を希望する場合

ウ 育休法に規定する介護休業を取得する場合（ただし、連続1月以上の取得に限る）

エ 疾病・負傷等のため療養する必要がある、以下のいずれかに該当し、かつ勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

・ 指定施設等在職中の病気休職等を取得する場合

・ 指定施設を退職し疾病・負傷等の治癒後に、指定施設への再就職を希望

オ 就職先内定後、就職待機中の場合

カ 指定施設等において保育士業務等以外の職種に採用された場合であって、保育士業務等に従事する意思があると認める場合

キ 指定施設等を退職し別の指定施設等への再就職を希望する場合であって、保育士業務等に従事する意思があると認める場合

ク 人事異動により、指定施設等での保育士業務等に従事できなくなったとき

ケ その他該当する場合

(2) 返還の免除

次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金の返還の債務を免除するものとします。

- ① 県内（さいたま市を除く）の保育所等において2年間引き続き保育士業務に従事したとき。

※返還免除の「年」、「業務従事期間」の要件

1年あたりの必要最低従事時間数は960時間以上とします。ただし、週20時間以上勤務することを原則とします。

※災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。しかし、当該業務従事期間として算入しないものとする。

※従事する事業所の法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することができる。

- ② 保育士業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合。

※次のいずれかに該当する場合は、審査により免除できる場合があります。

- ① 死亡又は障害により貸付けを受けた修学資金等を返還できなくなったとき
- ② 貸付けを受けた資金を返還することができないと認められるとき
- ③ 県内（さいたま市を除く）において保育士業務に1年以上従事したとき

○留意点

返還猶予・返還免除を希望される場合は、県社協に必ず連絡を入れ、所定の様式を県社協に提出してください。県社協は、返還猶予・返還免除の申請があった場合は、その内容を審査し、決定または不承認通知書により通知します。

ただし、偽りの申込み、その他不正な手段によって貸付けを受け、貸付契約が解除された場合は返還猶予・返還免除にはなりません。

6 届出義務・提出書類

次のいずれかの事項に該当したときは、借受者（借受者が死亡した場合は連帯保証人）が、速やかに県社協に必要書類を届出なければなりません。

当資金の貸付を受けた者は、返還を免除されるか、又は返還を完了するまでいろいろな届出等を行う必要があります。

これらの届出等は、返還の免除や返還の猶予などの申請を行う場合の重要な証拠書類となり、届出を怠ると返還の免除や猶予が受けられなくなることがあるので、速やかに必ず届出を行うようにしてください。

なお、以下の例示にない場合は、個別にお問い合わせください。

(1) 申請時

提出書類名	様式番号	備考
埼玉県 保育所復帰支援 貸付申請書	第1号	以下のものを添付 ①申込者及び連帯保証人の住民票（世帯全員） （発行から3ヶ月未満でかつ、個人番号の記載がないもの） ②子が入所する保育所等への入所決定通知書及び 保育料決定通知書の写し ③保育士証の写し ④勤務先の雇用契約書の写し ⑤連帯保証人の課税証明書（収入額の記載があるもの） ⑥職場復帰を確認できる書類の写し （産後休暇又は育児休業から復帰する貸付希望者のみ） ⑦その他 （①～⑥の他、県社協の長が必要であると認めた書類）
誓約書	第2号	
入所証明書	第3号	
同意書	第14号	

(2) 貸付中保育料が決定したとき

提出書類名	様式番号	備考
保育料変更届	第8号	変更後の保育料決定通知書の写しを添付

(3) 貸付中、子の入所施設が変更した場合

提出書類名	様式番号	備考
保育料変更届	第8号	子が入所する保育所等への入所決定通知書及び 保育料決定通知書の写し
入所証明書	第3号	

(4) 貸付期間、貸付を受けた者が引き続き返還免除対象業務するとき

※1年ごとの申請が必要です。

提出書類名	様式番号	備考
返還猶予申請書	第10号	
業務従事届	第9号	

(5) 貸付を受けた者が2年間返還免除対象業務に従事したとき

※全額返還債務免除される場合

提出書類名	様式番号	備考
返還免除申請書	第11号	
業務従事届	第9号	

(6) 貸付期間内の辞退又は県内で返還免除対象業務に従事しなくなったとき

提出書類名	様式番号	備考
返還計画申請書	第12号	
貸付休止・再開・辞退届	第7号	
業務従事届	第9号	

※事由により、いずれかを提出

(7) 貸付を受けた者及び連帯保証人の氏名・住所・勤務先等を変更した時

提出書類名	様式番号	備考
記載事項変更届	第6号	氏名変更は戸籍抄本、住所変更は住民票を添付

(8) 貸付を受けた者が死亡した時

提出書類名	様式番号	備考
記載事項変更届	第6号	死亡診断書または戸籍抄本を添付
(※業務中の事由による) 返還免除申請書	第11号	
(※業務外の事由による) 返還計画申請書	第12号	

※ 死亡した事由により、いずれかを提出。

7 様式一覧

埼玉県保育所復帰支援貸付にかかる様式は、県社協ホームページからダウンロードできます。

URL : <http://www.fukushi-saitama.or.jp/>

【各種様式】

名 称	様式番号
埼玉県保育所復帰支援貸付申請書	様式第1号
誓約書	様式第2号
入所証明書	様式第3号
借用証書	様式第4号
振込口座申請書	様式第5号
記載事項変更届	様式第6号
貸付休止・再開・辞退届	様式第7号
保育料変更申請書	様式第8号
業務従事届	様式第9号
返還猶予申請書	様式第10号
返還免除申請書	様式第11号
返還計画申請書	様式第12号
求職活動期間等申告書	様式第13号
同意書	様式第14号

8 問い合わせ先

この貸付事業については、以下にお問い合わせください。

○社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 生活支援部 資金課

(電話) 048-822-1192

○埼玉県 福祉部 少子政策課 施設運営・人材確保担当

(電話) 048-830-3349